

2 各施策について

対応する
教育委員会
基本方針

1、2
※P.●、●参照

施策1 豊かな心の育成

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
「いじめはどんな理由があってもいけないこと」を理解した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査	≪令和7年度実績≫ 小学校 95.5% 中学校 95.7%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

(2) 施策のねらい

一人一人の個性を大切にする教育を進めることで、命の大切さを自覚するとともに、人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことのできる豊かな心を育成します。

(3) 背景

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

いじめの認知件数は概ね横ばいで推移してきており、いじめはどの子にも起こりうるという認識のもと「未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処」の4段階を念頭に、関係機関と連携した対策を徹底する必要があります。また、生成AIなどデジタル技術の発展によって間接・疑似体験が増加する中、人間性や生きる力の基盤を培うため、実社会に直接触れ合う「直接体験」の機会を確保することも重要です。

(4) 主要事業

1 命を大切にする教育の推進

【指導室】

自他の生命（いのち）を大切にすることや、他者との違いを理解し、互いに認め合うことができる、**豊かな心を育む**教育活動を推進します。

主な取組	○「命」の授業及び「いのちと心の教育」月間の取組等、児童生徒が主体的に考える取組の推進 ○児童生徒に対する普通救命講習、教員に対する上級救命講習の実施
------	--

2 人権教育の推進

【指導室】

人の尊厳を重んじ、互いのよさや違いを認め合うことができる児童生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を包摂する、共生社会の実現に向けたインクルーシブな教育を推進します。

主な取組	○人権教育全体計画・年間指導計画に基づく取組の推進
------	---------------------------

3 いじめの防止と対応

【指導室】

いじめ、児童虐待については、スクールカウンセラーの活用や子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じて、未然防止、早期発見、早期対応等を行うとともに、文部科学省や東京都教育委員会による調査結果等を通じた実態把握・傾向分析を行い、関係機関と連携し対応します。

主な取組	○調布市立学校「人権週間」を通じたいじめの未然防止の取組
------	------------------------------

4 道徳教育の推進

【指導室】

人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標として、物事を多面的・多角的に考え、議論する学習を通じ、道徳教育を推進します。また、児童生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進めます。

主な取組	○東京都道徳教育教材集の活用等による主体的に考え、議論する授業の実践や、道徳授業地区公開講座の実施による保護者・地域への啓発等を通じた道徳教育の充実 ○自尊感情測定尺度（東京都版）における評価シートを活用した教育活動の実施
------	--

5 体験活動の推進

【指導室】

宿泊を伴う移動教室や中学生職場体験など、集団行動や社会との接点となる体験活動を通じて、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成するとともに、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤の育成に加え、達成感や成功体験の機会を充実させ、課題に取り組む意欲の育成を図ります。

主な取組	○学校行事等における他者とのかわり合いを通じて、お互いのよさや違いを認め合う取組や成功体験・達成感を伴う取組の充実による自尊感情の向上 ○宿泊を伴う体験学習、中学生職場体験等による人間性・生きる力の基盤の育成 ○自然体験活動その他の体験活動を通じて、生きる力の育成を図るとともに、持続可能な社会の担い手としての意識を醸成
------	--

関連事業	30 青少年交流・体験事業の推進 【社会教育課、公民館】 ○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表
------	--

施策2 確かな学力の育成

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
全国学力・学習状況調査(国語・算数(数学))における東京都の平均正答率を上回った各科目の合計ポイント数	≪令和7年度実績≫ 小学校 3.0pt 中学校 8.0pt	小学校 7.0pt 中学校 7.0pt
「主体的・対話的に学習活動に取り組んだ」と考えた児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査の「課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか」、「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していましたか」を合わせた平均値	≪令和7年度実績≫ 小学校 78.3% 中学校 79.2%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

(2) 施策のねらい

学習指導要領で示された「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善等に取り組み、確かな学力を育成します。

(3) 背景

次期学習指導要領では「主体的・対話的で深い学び」の実装・多様性の包摂、実現可能性の確保が基本的な考え方として示されており、これらの視点に立った授業改善を推進し、多様な子どもたちの「深い学び」を確かなものにすることが求められています。

また、GIGAスクール構想第2期において、1人1台端末やクラウド環境等の情報機器・ネットワーク・ソフトウェアなどの要素で構成されるデジタル学習基盤を前提とした授業改善の推進や教育データの利活用も求められています。加えて、情報技術を自在に活用し、課題解決や探究ができるようにしつつ、デジタルの負の側面にもしっかり対応できるよう、情報活用能力の抜本的向上を図るために、生成AIの急速な普及やSNSの影響に対応した情報モラルやメディアリテラシーの育成が必要です。これらを踏まえ、子どもたちが目標を立て、実行し、振り返るなど自ら学びを調整し、変化の激しい社会を生き抜くための「確かな学力」を主体的・探究的に育む教育の展開が求められています。

(4) 主要事業

6 基礎的・基本的な知識及び技能並びに学習満足度の向上と、学び意欲の育成 【指導室】

学習の基盤となる資質・能力の確実な育成や個に応じた学習過程の充実、探究的な学習の充実等を通して、児童生徒の基本的知識・技能の習得や学習満足度の向上、できるまで挑戦し続ける意欲の育成と定着を図ります。

主な取組	○小学校高学年への教科担任制導入への対応や、少人数指導講師を活用した少人数・習熟度別指導による個に応じた指導の充実を通じた確かな学力の育成 ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実 ○外国にルーツを持つ子どもなどを対象とした日本語指導教室の実施、日本語指導臨時講師の学校への派遣等による日本語指導の充実
関連事業	17 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進 【指導室】 ○地域学校協働本部による学習活動支援の充実

7 小中連携教育の推進

【指導室】

義務教育9年間を通じた小中連携教育を推進することで、中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消や義務教育で身に付ける資質・能力の着実な定着に繋がります。また、小学校入学予定幼児等の情報共有の場を充実させるなど、幼保小の円滑な接続の推進を図ります。

主な取組	○小中連携による円滑な接続の推進
------	------------------

8 デジタルの活用と情報教育の推進

【指導室】

デジタル学習基盤の整備・改善・充実によりデジタルを日常的に活用できる環境を整え、児童生徒1人1台端末を活用した個に応じた学習過程の充実を図ります。また、実践的な研修や活用方法の検証を通じて学校のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで、デジタルの活用に関する教員の意識及び指導力の向上、授業改善を図るとともに、児童生徒の情報活用能力を育成します。スマートフォンや学習端末を用いたインターネット、オンラインゲームなどによるいじめや人権問題に対する意識啓発、急速に進展する生成AIに関するAIリテラシーの育成、SNSの適切な使用方法を考える機会を拡充し、情報モラルやメディアリテラシーの向上を図ることで、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。

主な取組	○児童生徒1人1台端末の効果的な活用に向けたデジタル学習基盤の計画的な整備 ○教育データ利活用による教師の見取りの充実に向けた支援 ○ICT支援員による研修、各学校の好事例の共有等による教員のデジタル活用能力の向上 ○生成AI技術の進展を踏まえた情報社会における正しい判断や望ましい態度の育成
------	---

9 グローバルな人材の育成

【指導室】

オリンピック・パラリンピック教育で培った「障害者理解」「国際理解」「ボランティアマインド」等の5つの資質を、「学校2020レガシー」として教育活動を通して次世代へ継承し、運動やスポーツへの関心を高め、夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上、共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。

また、外国語指導助手（ALT）を活用した授業の実施等、英語及び外国語活動の充実により、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。

主な取組	○外国語指導助手（ALT）の活用等による「使える英語」を習得する意欲の醸成や小中連携の視点も踏まえた実践的教育の推進 ○「学校2020レガシー」等として、国際交流事業を通じた豊かな国際感覚の醸成や異文化の理解、障害者等に対する理解の促進による多様な社会で主体的に行動できるグローバルな人材の育成
関連事業	30 青少年交流・体験事業の推進 【社会教育課、公民館】 ○中学生海外体験学習事業の実施・成果発表

10 学校図書館の活用推進

【指導室】

各学校に配置している学校司書による図書の購入、点検、整理等を行うとともに、本の貸出、レファレンスサービス、本の読み聞かせなどを行うことで、児童生徒が活字に親しみ、主体的・意欲的な読書活動につながるよう充実を図ります。

主な取組	○学校図書館を活用した読書、学習活動の推進
------	-----------------------

施策3 健やかな体の育成

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
東京都「児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」における東京都(各学年・男女別)の体力合計点と調布市の体力合計点の比較	《令和7年度実績》 小学校 ▲1.8pt 中学校 8.1pt	東京都の平均値を上回る (小学校・中学校)
体育の授業における、体力・運動能力向上の目標を立てている児童生徒の割合 ※全国体力・運動能力、運動習慣等調査	《令和7年度実績》 小学校 男69.6% 女62.4% 中学校 男65.4% 女60.5%	小学校 男・女 75.0% 中学校 男・女 70.0%

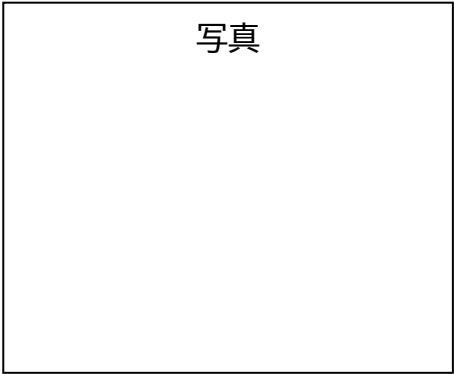
(2) 施策のねらい

健康の保持増進、体力の向上や食育の取組に加え、規則正しい生活習慣の定着を図る取組等を通じて、健やかな体を育成します。

(3) 背景

精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング(Well-being)」の向上に向けて、児童生徒の健やかな体を育成することは重要です。複雑化・多様化する児童生徒の健康課題に対応するため、基本的な生活習慣の確立に加え、学校保健及び食育の充実を図る必要があります。

また、体力や技能、性別、障害の有無等にかかわらず児童生徒が運動やスポーツに親しむ機会を確保し、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身共に健康で幸福な生活を営むことができる資質・能力を育成するとともに、教員の指導力向上に向けた取組を推進することも重要となります。



(4) 主要事業

1 1 体力向上への支援

【指導室】

全小・中学校の児童生徒を対象とした東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果を分析し、課題を明確にしたうえで、体育授業の改善を図るとともに、授業以外でも自主的に運動（体を動かす遊びを含む。）の時間を確保することで、楽しさの実感や運動習慣の定着化につながる取組を進めます。プロアスリートによる体験教室の実施や教員の指導力向上に向けた研修の充実等、体育・健康に関する取組を学校全体で展開し、児童生徒の体力・運動能力の向上を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成します。

また、地域学校協働本部の取組として、水泳指導員や運動部活動における外部指導員等、地域人材等の更なる活用を推進します。

主な取組	○日常の体育授業等における運動機会の確保や体力向上を図るための授業改善の推進 ○プロアスリートによる体験教室や教員研修の実施等、体力・運動能力の向上に関する取組推進
関連事業	1 7 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進 【指導室】 ○ <u>地域人材の活用（部活動の外部指導員及び運動系の外部講師）</u>

1 2 食育の推進

【学務課、指導室】

児童生徒が食に関する正しい知識を習得し、生涯にわたって望ましい食習慣や食を選択する力を身に付けることができるよう、食に関する指導計画を小・中学校全校で作成するとともに、地場農産物の活用、給食の時間を活用するなど、学習活動や家庭・地域・大学・企業等との連携を図りながら、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

また、学校だけでなく、市が取り組む食育関連事業と連携を図ることで、児童生徒の食育を推進します。

主な取組	○小・中学校全校での食に関する指導計画作成に基づく、食育指導の推進 ○学校給食への地場農産物の活用推進 ○タブレット等を活用したデジタル化に対応した食育の推進 ○食育推進事業（長野県木島平村（調布市の姉妹都市）産の食材を使用 <u>した献立</u> 、親子料理教室、 <u>ゲゲゲ忌にちなんだ給食献立の工夫等</u> ）の実施
------	--

写真

写真

施策4 個に応じたきめ細かな支援

対応する
教育委員会
基本方針

2

※P. ●、●参照

(1) 成果指標

成果指標	現状値	目標値
通常の学級において、特別な支援が必要な児童生徒のうち、「スクールサポーター等の人的支援による対応」、「通級による指導」及び「知的障害学級相当の指導」が必要な児童生徒の数に対する個別指導計画の作成率	《令和7年度実績》 小学校 94.8% 中学校 100%	小学校 100.0% 中学校 100.0%

(2) 施策のねらい

全ての児童生徒が、自己の能力を発揮し、生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校、関係機関が連携を図りながら、個に応じた支援を推進します。

(3) 背景

国の第4期教育振興基本計画では「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会」の実現が方針に掲げられており、東京都もインクルーシブな教育や不登校児童生徒への多様な支援を推進しています。また、(次期)学習指導要領においては、多様な子どもがいることを前提とした教室環境や授業づくり、本人・保護者との建設的な対話を通じた合理的配慮、障害の状態等に応じた柔軟な教育課程の編成が重視されています。

こうした動向を踏まえ、魅力ある学校づくりや多様な教育機会の確保、教育支援センター（太陽の子・CANVAS）や学びの多様化学校（はしうち教室）、訪問型支援（みらい）の充実が必要です。さらに、ヤングケアラーや児童虐待など、複雑化する家庭環境の課題を早期発見し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門人材や関係機関と連携し切れ目のない支援を推進することが求められています。

(4) 主要事業

1.3 特別支援教育の推進

【指導室】

特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、全ての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目のない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、全ての学校、全ての学級で特別支援教育を推進します。

主な取組	○「調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組の推進 ○通常の学級、特別支援学級、校内通級教室等の教員の研修充実 ○発達障害のある児童生徒への環境・体制整備
------	---

14 不登校児童生徒への支援

【指導室】

児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立することを目指し、魅力ある学校づくりの取組による不登校の未然防止を推進するとともに、早期支援の重要性を認識したうえで、個の状況に応じた多様で柔軟な支援の充実と教育機会の確保に努めます。

主な取組	○「調布市不登校児童生徒への支援プラン」に基づく取組の推進 ○自己存在感や充実感等が感じられる「居場所づくり」(校内別室など)や、主体的に取り組む協働的な活動を通じた「絆づくり」の充実など、不登校の未然防止のための魅力ある学校づくりの推進 ○教育支援センター「太陽の子」・「CANVAS」及び学びの多様化学校分教室「はしうち教室」の円滑な運営 ○不登校児童生徒支援プロジェクト SWITCH、メンタルフレンド、テラコヤ・スイッチ、学校に行きづらい子どもの保護者の集いの実施等、大学との連携事業や、訪問型支援事業「みらい」等による不登校児童生徒に対する支援の充実 ○「文部科学省児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」や「東京都教育委員会「ふれあい月間」のアンケート調査等を通じた実態把握と傾向分析
------	--

15 個に応じたきめ細かな教育相談の充実

【指導室】

子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。

主な取組	○教育相談の充実と関係機関との連携
------	-------------------

16 様々な環境や背景に応じた児童生徒への支援

【指導室、学務課】

経済的に困難な家庭に対し就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

主な取組	○スクールカウンセラーによる小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童生徒に対する面接実施 ○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる様々な環境や背景に応じた児童生徒への支援体制の充実 ○就学援助制度の周知、適切な運用に基づく支援の継続
------	--